

# 公の施設(指定管理者施設)のあり方検討調査表

施設名	愛媛県植物くん蒸所
-----	-----------

## 1. 施設の概要

所在地	松山市大可賀三丁目150番地1	所管課	産業政策課
設置年月	平成10年3月18日 (施設設置後 11 年 0 月経過 (平成21年4月1日時点))		
指定管理者名	愛媛エフ・エー・ゼット株式会社	県の出資額 (出資割合)	936,000 千円 ( 27.3 %)
施設の内容	第1くん蒸庫96㎡、第2くん蒸庫50㎡		
	施設の[敷地面積] 1,475 ㎡ (延床面積) 206 ㎡		
	規模・構造等[構造] 鉄筋コンクリート造 平屋建		
入居する 機関・団体名 なし			

## 2. 施設設置の経緯等

施設設置の経緯	<p>・愛媛県植物くん蒸所は、国が平成4年3月に制定した「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」(FAZ法)に基づき、平成5年3月に全国に先駆けて国から「愛媛県地域輸入促進計画」(愛媛県FAZ計画)の承認を受け、松山港を中心に輸入促進拠点を整備する中で、植物輸入の円滑化、物流の効率化を図るため、電力移出県等交付金を活用し、整備したものである。</p> <p>・また、くん蒸所の管理運営については、開設当初から、FAZ構想の推進母体として設立された第三セクターの愛媛エフ・エー・ゼット(株)が行っており、平成18年4月からは指定管理者制度を導入し、公募の結果、引き続き同社が指定管理者となっている。</p>		
根拠法令等 又は関連する 計画・構想等	<p>・「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」(FAZ法)(策定:平成4年3月、終了:平成18年5月)</p> <p>・「愛媛県地域輸入促進計画」(愛媛県FAZ計画)(策定:平成5年3月、終了:平成18年5月)</p>		
施設設置に係る 総事業費	221,348 千円		

### 3. 施設の目的及び効果等

<p>施設設置の目的等 (手段と意図)</p>	<p>手段(どうすることにより・何を提供することにより)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植物防疫所での病害虫検査の結果、不合格となった輸入植物のくん蒸処理に必要な施設を提供する。</li> </ul> <p>意図(どのような状態にしたいのか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸港などを經由して輸入されていた植物検査の対象となる貨物を、松山港から直接荷揚げできるようにすることで、松山港の貿易拠点港としての機能強化及び県内事業者の物流コストの低減、競争力の強化につなげ、本県産業の振興を図る。</li> </ul>																						
<p>施設設置の効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設の設置後、松山港における植物検査検査の回数が増えるだけでなく、松山港の農産品輸入量も、整備前に比べて平成19年には約6倍に増えるなど、本県の産業振興に大きく貢献している。</li> </ul> <p>(参考)</p> <p>松山港における植物検査検査動向</p> <table border="1" data-bbox="352 965 564 1326"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>88</td></tr> <tr><td>11</td><td>93</td></tr> <tr><td>12</td><td>57</td></tr> <tr><td>13</td><td>117</td></tr> <tr><td>14</td><td>98</td></tr> <tr><td>15</td><td>188</td></tr> <tr><td>16</td><td>235</td></tr> <tr><td>17</td><td>235</td></tr> <tr><td>18</td><td>310</td></tr> <tr><td>19</td><td>292</td></tr> </tbody> </table>	年度	検査回数	10	88	11	93	12	57	13	117	14	98	15	188	16	235	17	235	18	310	19	292
年度	検査回数																						
10	88																						
11	93																						
12	57																						
13	117																						
14	98																						
15	188																						
16	235																						
17	235																						
18	310																						
19	292																						

### 4. 施設を取り巻く環境の変化

<p>施設設置当初と比べた環境の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物検査分野における規制緩和が進み、取締対象害虫が減少しているほか、荷主の努力により、害虫がつかない形態への加工(玉ねぎの皮を剥く等)や輸出地におけるくん蒸作業などにより、植物検査検査の合格率が上がっている。</li> </ul>
<p>今後予想される環境変化</p>	<p>今後も、農産品の輸入は増加し、多品種化することが予想される。</p>

## 5. 施設の利用状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	参考事項												
利用者数の推移 (人)	7	9	0	0	6	使用件数。 21年度見込は過去5カ年の使用実績の平均。												
利用料金収入の推移 (千円)						使用料制。												
施設内容の利用率 (19年度実績ベース)	施設の内容		年間利用率等		左記利用率等の算出方法等													
	第1くん蒸庫96㎡		0%															
	第2くん蒸庫50㎡		0%															
利用の傾向等	「施設の設置目的に対する実際の利用状況」の視点																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目的内</th> <th>目的外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>約 100 %</td> <td>約 0 %</td> </tr> </tbody> </table>							目的内	目的外	割合	約 100 %	約 0 %						
		目的内	目的外															
割合	約 100 %	約 0 %																
<p>本施設は、植物防疫所での病虫害検査の結果、不合格となった輸入植物のくん蒸処理を行う施設であり、目的外使用は不可能である。</p>																		
「特定の地域や団体等への偏りの有無」の視点																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">県内</th> <th rowspan="2">県外</th> </tr> <tr> <th>東予</th> <th>中予</th> <th>南予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>約 %</td> <td>約 100 %</td> <td>約 %</td> <td>約 %</td> </tr> </tbody> </table>							県内			県外	東予	中予	南予	割合	約 %	約 100 %	約 %	約 %
	県内			県外														
	東予	中予	南予															
割合	約 %	約 100 %	約 %	約 %														

## 6. 行政サービス水準の確認

他県（中四国各県）における同種又は類似の施設設置状況	県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	高知
	県立の同種又は類似施設の有無	無	有	有	有	無	無	無	有
	(有の場合) 施設名		くん蒸上屋	コンテナ薫蒸庫	箕沖地区くん蒸上屋、宇品くん蒸上屋				高知港くん蒸倉庫
	管理運営体制 (直営・指定管理)		直営	貸付	指定管理				直営
参考事項	港湾施設内もしくは港頭地区に整備。								
県内の類似・代替施設等の設置等の状況	県立施設等			市町立施設等			民間施設等		
	なし			なし			なし		
上記内容を踏まえた上で現在の行政サービス水準に関する考察	・県内に類似施設等はなく、施設の水準も必要最小限のものであり、県が行うサービス水準として適正と考える。								

## 7. 施設の運営コスト

区分	施設の管理運営に要した経費 合計		左記の積算	
(施設設置～) H16まで	約	48,499 千円	(平均的な 年間経費)	約 4,409 千円 × (経過 年数) 11 年
年度	委託料(千円)	その他、施設の管理運営に要する費用		
		合計金額(千円)	左記の内訳及び項目ごとの金額(千円)	
H17 (予算額)	2,199	2,665	火災共済加入金(17千円) 地代(2,123千円) 修繕費(525千円)	
H18 (協定額)	2,199	2,140	火災共済加入金(17千円) 地代(2,123千円)	
H19 (協定額)	2,199	2,007	火災共済加入金(17千円) 地代(1,990千円)	
H20 (協定額)	2,199	2,134	火災共済加入金(17千円) 地代(1,592千円) 修繕費(525千円)	

## 8. 施設が廃止された場合(「“県立”でなくなった場合」を含む)の県民生活への影響

・本施設は、植物防疫所での病虫害検査の結果、不合格となった輸入植物のくん蒸処理を行う施設であり、その性格上、採算性が低いことから、県が整備しており、  
 県内企業等の効率的な植物輸入  
 松山港の利用促進  
 県民に対する世界の食材等の安価な提供  
 のため必要不可欠な施設である。  
 ・施設が廃止された場合、県内にくん蒸施設がなくなり、植物検疫対象貨物の輸入業者にとって、松山港の利用自体が検討外となることが想定される。このため、松山港は貿易拠点港としての機能を損ない、本県関連産業に多大なダメージを与えかねない。

## 9. 施設の見直しに当たっての課題等

・施設は、電力移出県等交付金により整備したものであり、方向性に関しては国との協議が必要。